〔総　　則〕

第１節　目 的 等

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法第40条（都道府県地域防災計画）及び改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第６条（推進計画）の規定に基づき、大阪府の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条及び災害対策基本法第２条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同区域に係る災害は、石油、高圧ガス等の火災、爆発など、区域外の周辺地域住民や道路交通に重大な影響を及ぼす恐れがあること、また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く府民生活や経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整し、連携を図る。

第２　計画の構成

この計画の構成は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧･復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、府域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。但し、原子力災害については、その特殊性に鑑み、「原子力災害対策編」として別に定める。

第３　災害想定

この計画においては、本府の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

１　地震災害

２　津波災害

３　風水害

４　海上災害

５　航空災害

６　鉄道災害

７　道路災害

８　危険物等災害

９　高層建築物、地下街及び市街地災害

10　林野火災

11　原子力災害

12　竜巻災害

第２節　防災の基本方針

我が国の成長を支える大都市・大阪において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪府防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことを踏まえ、府域の災害対策を進めてきた。今般、平成28年熊本地震では大規模な地震が連続発生する等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を進めていく。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据えることとした。具体的には、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興の５つを基本方針として対策を講じていくこととする。そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にＰＤＣＡサイクルを適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。

各段階では、まず災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。レベル１の地震・津波に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル２の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。但し、大阪には８８０万人にも及ぶ多くの人口が集中するとともに、被害によって大阪が機能不全に陥ると、全国的にみても、社会・経済的に多大な影響を与えることが懸念されることから、特に津波対策の根幹をなす防潮堤対策等については、より安全を重視したレベル１＋αのハード対策に取り組むこととする。

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

以上を基本方針として、大阪府域における災害対策を進めることとする。

第３節　防災関係機関の基本的責務と業務大綱

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第１　防災関係機関の基本的責務

１　府

府は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

２　市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

３　関西広域連合

関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携県（福井県、三重県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、府及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

５　指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、府及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第２　防災関係機関の業務大綱

１　府

(1) 副首都推進局

□大阪市災害対策本部危機管理部の分掌事務に関すること

(2) 危機管理室

□府の防災・危機管理対策の総合調整に関すること

□大阪府防災会議の事務に関すること

□大阪府災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること

□市町村等防災関係機関との調整に関すること

□市町村地域防災計画の指導に関すること

□消防計画の指導に関すること

□消防力の強化に関すること

□消火活動に係る広域応援に関すること

□救助・救急活動に関すること

□自主防災組織体制の整備に関すること

□ボランティアの活動環境の整備に関すること

□防災に係る教育、訓練に関すること

□防災拠点の管理・運営に関すること

□防災行政無線の整備等に関すること

□被害情報の収集・伝達に関すること

□報道機関との放送協定に基づく緊急放送に関すること

□災害記録に関すること

□災害救助法に関すること

□災害弔慰金の支給等に関する法律に関すること

□被災者生活再建支援法に関すること

□避難行動に関すること

□応急仮設住宅の事前準備に関すること

□災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関すること

□救助物資等の緊急輸送に関すること

□義援物資に関すること

□緊急調査員の編成に関すること

□国・市町村との連絡に関すること

□自衛隊との連絡、調整に関すること

□他府県との相互応援に関すること

□津波対策に関すること

□危険物の防災対策に関すること

□高圧ガス・火薬類の防災対策に関すること

□環境放射線モニタリング設備等の整備及び維持、管理に関すること

□緊急時環境放射線モニタリングに関すること

□安定ヨウ素剤の整備・保管に関すること

(3) 政策企画部（危機管理室以外）

□国に対する緊急要望に関すること

□復興に係る府政の総合企画及び調整に関すること

□報道機関との連絡に関すること

(4) 総務部

□情報技術の支援に関すること

□災害時における職員の服務等に関すること

□職員参集状況の把握に関すること

□災害時における他部局及び市町村の応援に関すること

□被災市町村の行財政の指導、資金措置に関すること

□車両の調達計画に関すること

□庁舎等の防災に関すること

□災害時の緊急物資・資機材の調達に関すること

(5) 財務部

□災害対策関係予算その他財務に関すること

□自然災害防止事業債に関すること

□府税の減免に関すること

(6) 府民文化部

□災害広報に関すること

□府民からの相談に関すること

□物価の監視・安定に関すること

□大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校の防災に関すること

□海外からの支援団の活動支援に関すること

□外国政府関係機関等との連絡調整に関すること

(7) 福祉部

□府民への義援金に関すること

□所管福祉施設入所者の避難計画に関すること

□大阪府社会福祉協議会が設置運営する災害時ボランティアセンターの運営にかかる

連絡・調整に関すること

□要援護高齢者、障がい者等の避難に関すること

□要援護高齢者、障がい者等に対する福祉サービスに関すること

(8) 健康医療部

□災害時の医療体制の整備計画に関すること

□医療救護班の活動に関すること

□民間医療施設の防災計画に関すること

□医師会等の協定に関すること

□監察医業務に関すること

□救急医療体制の充実に関すること

□救急医療情報センターの情報把握に関すること

□災害時における保健衛生に関すること

□防疫に関すること

□地方独立行政法人大阪府立病院機構（府立病院）に係る災害時の医療体制の整備計画

に関すること

□毒物・劇物の災害予防に関すること

□災害時の遺体対策に係る火葬計画に関すること

□粉乳の調達斡旋に関すること

□食品衛生の監視及び感染症対策に関すること

□し尿処理施設の維持管理に関すること

□水道施設の耐震化事業に係る指導に関すること

□水道施設の被害状況の把握に関すること

□水道の広域応援の要請に関すること

□飲料水の摂取制限等に関すること

□水道施設の災害復旧事業計画に係る指導に関すること

(9) 商工労働部

□災害時の緊急物資（生活必需品）の調達、あっせんに関すること

□災害復旧時の復旧用資材の調達、あっせんに関すること

□中小企業等に対する融資等の対策に関すること

□不正計量の監視に関すること

□災害による離職者に対する就職あっせん及びその要請に関すること

□被災事業者に対する雇用維持の要請に関すること

(10) 環境農林水産部

□自然環境の保全と回復に係る施策の調整及び推進に関すること

□森林の防災に関すること

□府営林等に関すること

□治山事業の推進に関すること

□山地災害危険地の把握に関すること

□林野火災対策に関すること

□復旧対策用木材の調達、あっせんに関すること

□ため池防災に関すること

□土地改良事業に関すること

□農林水産施設の防災計画に関すること

□農地防災対策に関すること

□地すべり防止法に基づく区域指定に関すること

□農作物及び家畜の防疫等に関すること

□動物の保護等に関すること

□耕地関係復旧事業の指導調整に関すること

□中央卸売市場の活動把握に関すること

□漁港施設対策に関すること

□応急救助用食料の確保、調達に関すること

□農林災害復旧補償に関すること

□被災農林、漁業者に対する災害融資に関すること

□地盤沈下対策に関すること

□廃棄物の処理に関すること

□飲食物の摂取制限等に関すること

(11) 都市整備部

□地震津波対策に関すること

□河川の整備に関すること

□水防に関すること

□特定地域の潮害に関すること

□土砂災害の防止に関すること

□道路の整備に関すること

□道路交通の確保に関すること

□災害危険度判定調査の促進に関すること

□防災都市づくり計画の推進に関すること

□都市の復興に関すること

□都市公園の整備に関すること

□土木施設の緑化に関すること

□下水道施設の整備に関すること

□港湾における船舶・流木対策に関すること

□公共土木施設等の二次災害の防止に関すること

□斜面判定制度に関すること

□災害復旧事業に関すること

□災害復旧事業に係わる市町村指導に関すること

□海上の流出油に対する防除措置に関すること

□防災知識の普及･啓発に関すること

□土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進に関すること

(12) 住宅まちづくり部

□宅地造成工事規制区域の指定に関すること

□宅地防災パトロールの活動に関すること

□建築基準法に係る災害危険区域の指定に関すること

□建築資材の調達協定に関すること

□建築物の耐震化に関すること

□木造密集市街地の整備促進に関すること

□建築物等の火災予防に関すること

□応急仮設住宅に関すること

□応急修理に関すること

□管下事業主体の対策調整に関すること

□住宅金融支援機構等との連絡に関すること

□被災府営住宅の応急対策に関すること

□建築物の二次災害の防止に関すること

□宅地の二次災害の防止に関すること

□被災建築物応急危険度判定制度に関すること

□被災宅地危険度判定制度に関すること

□住宅相談に関すること

□罹災都市借地借家臨時措置法に関すること

□公営住宅復旧計画に関すること

□住宅復興計画の策定・推進に関すること

□被災住宅に対する災害特別融資に関すること

(13) 会計局

□緊急時の財務処理に関すること

(14) 教育庁

□防災教育に関すること

□災害時の応急教育に関すること

□児童及び生徒の避難に関すること

□被災児童及び生徒の就学援助に関すること

□被災児童及び生徒の救護に関すること

□指定避難所の開設等に対する協力に関すること

□私立学校等の防災計画に関すること

□文化財応急対策に関すること

２　大阪府警察

□災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること

□被災者の救出救助及び避難指示に関すること

□交通規制・管制に関すること

□広域応援等の要請・受入れに関すること

□遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること

□犯罪の予防・取締り・その他冶安の維持に関すること

□災害資機材の整備に関すること

３　市町村

□当該市町村の防災会議及び災害対策本部に関すること

□当該市町村の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること

□緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること

□消防活動及び水防活動の実施に関すること

□防災関係機関との連絡調整に関すること

□住民の防災活動の促進に関すること

４　関西広域連合

□大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること

□大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有

及び情報の発信に関すること

□大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること

□大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関すること

５　指定地方行政機関

(1) 近畿管区警察局

□情報収集及び連絡に関すること

□警察災害派遣隊の派遣等広域的な支援に関すること

□警察通信の運用に関すること

□関係府県警察の警察活動に関する調整等に関すること

(2) 近畿総合通信局

□非常通信体制の整備に関すること

□非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること

□災害時における電気通信の確保に関すること

□非常通信の統制、管理に関すること

□災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること

(3) 大阪管区気象台

□観測施設等の整備に関すること

□防災知識の普及・啓発に関すること

□災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関する

こと

□災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況

の推移やその予想の解説等に関すること

(4) 近畿財務局

□災害時における金融機関に対する緊急措置の要請に関すること

□国有財産の無償貸付等の措置に関すること

□地方公共団体に対する災害融資に関すること

□災害復旧事業費の立会い等に関すること

(5) 近畿厚生局

□救援等に係る情報の収集及び提供に関すること

(6) 大阪労働局

□災害時における事業場施設の被災状況の収集に関すること

□災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関す

ること

□災害時の応急工事等における二次災害防止措置をはじめとした労働災害防止のため

の自主的安全管理運動の促進に関すること

□労働者の災害補償に関すること

□離職者の早期再就職等の促進に関すること

□雇用保険の失業等給付に関すること

(7) 近畿農政局

□防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること

□農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること

□農業関係被害の調査・報告等に関すること

□災害時における病害虫の防除および家畜の管理等に関すること

□農畜物の需給調整に関すること

□農業協同組合等に対する融資等に関すること

□農地・施設の復旧対策の指導に関すること

□農地・施設の復旧事業費の査定に関すること

□土地改良機械の緊急貸付に関すること

□被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること

□野菜・乳製品等の供給あっせんに関すること

□技術者の緊急派遣等に関すること

(8) 近畿農政局（大阪府拠点）

□応急用食料品及び米穀の供給に関すること

(9) 近畿中国森林管理局

□国有保安林・治山施設の整備に関すること

□林野火災予防体制の整備に関すること

□林野火災対策の実施に関すること

□災害対策用材の供給に関すること

(10) 近畿経済産業局

□工業用水道の復旧対策の推進に関すること

□災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達に関すること

□災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること

□被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関すること

□電力・ガスの供給の確保及び復旧支援に関すること

(11) 中部近畿産業保安監督部近畿支部

□電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス及び液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進に

関すること

□鉱山の保安に関する業務指導に関すること

(12) 近畿地方整備局

□直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること

□応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること

□指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること

□直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

□災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること

□直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること

□直轄公共土木施設の復旧に関すること

□港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること

□緊急物資及び人員輸送活動に関すること

□海上の流出油に対する防除措置に関すること

□港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること

□港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進に関すること

□空港に関する直轄土木施設の復旧事業の推進に関すること

□災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

(13) 近畿運輸局

□所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること

□災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること

□災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関する

こと

□災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請に関すること

□特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること

□災害時における交通機関利用者への情報の提供に関すること

(14) 大阪航空局

□指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること

□航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること

□空港施設の応急点検体制の整備に関すること

□災害時における航空機輸送の安全確保に関すること

□遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること

(15) 第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地）

□海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること

□流出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導に関すること

□危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること

□海難救助体制の整備に関すること

□海上交通の制限に関すること

□避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること

□海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること

□人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること

□海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持に関すること

□海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

(16) 近畿地方環境事務所

□廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

(17) 近畿中部防衛局

□災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること

□在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること

□自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する大阪府その他必要な関係

機関との連絡調整の協力に関すること

□原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡

６　自衛隊（陸上自衛隊第３師団）

□地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること

□災害派遣に関すること

□緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

７　指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵便株式会社近畿支社

□災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること

□災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること

□災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること

(2) 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線運行本部）（以下、この計画において「西日本旅客鉄道株式会社等」という。）

□鉄道施設の防災管理に関すること

□輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること

□災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

□災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること

□災害時における鉄道通信施設の利用に関すること

□被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(3) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、ＮＴＴコミュニケ－ションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社ＮＴＴドコモ（関西支社）（以下、本計画において「西日本電信電話株式会社等」という。）

□電気通信設備の整備と防災管理に関すること

□応急復旧用通信施設の整備に関すること

□津波警報、気象警報の伝達に関すること

□災害時における重要通信確保に関すること

□災害関係電報・電話料金の減免に関すること

□被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること

□「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること

(4) 日本銀行（大阪支店）

□災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること

(5) 日本赤十字社（大阪府支部）

□災害医療体制の整備に関すること

□災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること

□災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること

□義援金品の募集、配分等の協力に関すること

□避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること

□救援物資の備蓄に関すること

(6) 日本放送協会（大阪放送局）

□防災知識の普及等に関すること

□災害時における放送の確保対策に関すること

□緊急放送・広報体制の整備に関すること

□気象予警報等の放送周知に関すること

□指定避難所等への受信機の貸与に関すること

□社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること

□災害時における広報に関すること

□災害時における放送の確保に関すること

□災害時における安否情報の提供に関すること

(7) 西日本高速道路株式会社（関西支社）

□管理道路の整備と防災管理に関すること

□道路施設の応急点検体制の整備に関すること

□災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること

□被災道路の復旧事業の推進に関すること

(8) 独立行政法人水資源機構（関西・吉野川支社）

□ダム施設等の整備と防災管理に関すること

□水防に関すること

(9) 阪神高速道路株式会社

□管理道路の整備と防災管理に関すること

□道路施設の応急点検体制の整備に関すること

□災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること

□被災道路の復旧事業の推進に関すること

(10) ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）

□電気通信設備の整備と防災管理に関すること

□応急復旧用通信施設の整備に関すること

□津波警報、気象警報の伝達に関すること

□災害時における重要通信確保に関すること

□災害関係電報・電話料金の減免に関すること

□被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること

□「災害用伝言板サービス」の提供に関すること

(11) 大阪ガス株式会社

□ガス施設の整備と防災管理に関すること

□災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること

□災害時におけるガスの供給確保に関すること

□被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

(12) 日本通運株式会社（大阪支店）

□緊急輸送体制の整備に関すること

□災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること

(13) 関西電力株式会社

□電力施設の整備と防災管理に関すること

□災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること

□災害時における電力の供給確保に関すること

□被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

(14) 新関西国際空港株式会社

□空港周辺の航空機災害の予防に関すること

□空港施設の応急点検体制の整備に関すること

□空港周辺の航空機災害の応急対策に関すること

□災害時における輸送確保に協力すること

□災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関すること

(15) 独立行政法人国立病院機構　近畿グループ

□国立病院等が実施する災害医療活動等の調整に関すること

(16) 地方独立行政法人大阪府立病院機構

□災害医療活動等の調整に関すること

□災害時における医療救護の活動に関すること

(17) 各土地改良区

□ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること

□農地及び農業用施設の被害調査に関すること

□湛水防除活動に関すること

□被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること

(18) 各水防事務組合

□水防団員の教育及び訓練に関すること

□水防資機材の整備、備蓄に関すること

□水防活動の実施に関すること

(19) 各地方鉄道・軌道、各乗合旅客自動車運送事業者

□鉄道施設の防災管理に関すること

□輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること

□災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

□災害時における鉄道通信施設の利用に関すること

□被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(20) 一般社団法人大阪府医師会

□災害時における医療救護の活動に関すること

□負傷者に対する医療活動に関すること

(21) 一般社団法人大阪府歯科医師会

□災害時における医療救護の活動に関すること

□被災者に対する歯科保健医療活動に関すること

(22) 一般社団法人大阪府薬剤師会

□災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること

□医薬品等の確保及び供給に関すること

(23) 公益社団法人大阪府看護協会

□災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること

☐被災者に対する看護活動に関すること

(24) 公益財団法人大阪府消防協会

□防火・防災思想の普及に関すること

□消防団員の教養・訓練及び育成に関すること

(25) 各民間放送株式会社

□防災知識の普及等に関すること

□災害時における広報に関すること

□緊急放送・広報体制の整備に関すること

□気象予警報等の放送周知に関すること

□社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること

□被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

(26) 一般社団法人大阪府トラック協会

□緊急輸送体制の整備に関すること

□災害時における緊急物資輸送の協力に関すること

□復旧資機材等の輸送協力に関すること

(27) 大阪府道路公社

□公社管理道路の整備と防災管理に関すること

□道路施設の応急点検体制の整備に関すること

□災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること

□被災道路の復旧事業の推進に関すること

(28) 一般社団法人大阪府ＬＰガス協会

□ＬＰガス施設の整備と防災管理に関すること

□災害時におけるＬＰガスによる二次災害防止に関すること

□災害時におけるＬＰガス及びＬＰガス器具等の供給確保に関すること

□被災ＬＰガス施設の復旧事業の推進に関すること

(29) 大阪広域水道企業団

□水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関すること

□水道用水・工業用水道の被害情報に関すること

□災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関すること

□水道用水及び工業用水の供給確保に関すること

□応急給水及び応急復旧に関すること

□大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関すること

８　原子力事業者

□原子力事業所及びその周辺等の安全性の確保に関すること

□原子力防災組織の設置及び原子力防災要員の配置に関すること

□特定事象（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第１項前段の規定により通報を行うべき事象）及び原子力緊急事態時の情報の収集、連絡体制の整備に関すること

□放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・維持に関すること

□緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）への資料の提出に関すること

□防災教育及び防災訓練の実施に関すること

□原子力防災知識の普及、啓発に関すること

□環境放射線監視への協力に関すること

□災害情報の収集伝達及び通報連絡に関すること

□原子力緊急事態応急対策（原子力災害合同対策協議会への参加を含む。）の実施に関すること

□緊急時環境放射線モニタリングへの協力に関すること

□緊急時医療活動への協力に関すること

□他の原子力事業者への協力に関すること

□その他、大阪府・関係市町等が実施する原子力防災対策への積極的な協力に関すること

第４節　住民、事業者の基本的責務

第１　住民の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、住民はその自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への支援、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

第２　事業者の基本的責務

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「ＢＣＰ」という。）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど企業防災の推進に努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

第３　住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開

災害の軽減には、住民、事業者、公共機関、大阪府、府内市町村等が、それぞれ防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねを行う必要があることから、災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実するため、その実践を促進する府民運動を展開しなければならない。

第５節　計画の修正

大阪府防災会議は、災害対策基本法第40条及び原子力災害対策特別措置法第28条の規定に基づき、大阪府地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めるとともに、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年大阪府防災会議が指定する期日までに、計画修正案を大阪府防災会議に提出するものとする。

一方、市町村防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市町村地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、府、市町村、指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、国から府に対する助言等又は府から市町村に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

〔注　記〕

本計画における用語について

住　民・・・・・・府域に住所を有する者、他府県から府の地域に通学・通勤する者及び災害時に府の地域に滞在する者等を含める。

要配慮者・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。

避難行動要支援者・・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

市町村・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。

関係市町・・・・・原子力災害予防対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第７条第２項後段でいう関係周辺市をいう。

原子力災害応急対策及び原子力災害復旧対策においては、原災法第15条第２項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する(した)市町をいう。

沿岸市町・・・・・津波浸水想定（平成25年８月19日設定）に基づき、浸水区域を管内に含む市町をいう。

関西広域連合・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。

防災関係機関・・・国、府､市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

関係機関・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいう。

第五管区海上保安本部等・・・第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地をいう。

自衛隊・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、府域は陸上自衛隊第３師団の警備地区内となっている。

ライフライン・・・上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。

原子力事業者等・・原災法第２条第３号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。